

## 不動産特定共同事業法に基づき各地方整備局等に対して提出する申請書類等を 電子メールにより提出を行う場合の注意点

令和 7 年 3 月 13 日  
国土交通省不動産・建設経済局  
不動産市場整備課不動産投資推進室

不動産特定共同事業法に基づき各地方整備局等に対して提出をする申請書類等（申請書・届出書・報告書など全ての書類）の提出方法について、従来は紙媒体により提出をお願いしておりましたが、令和 7 年 1 月 1 日から当面の間、試行的に電子メールによる提出をお願いいたします。

つきましては、電子メールによる提出を行う場合には、以下の点にご注意いただき申請書類等を作成・提出いただきますようお願いいたします。以下に適合した書類と認められない場合には、各地方整備局等の担当者から再提出等を求めることとなりますので、あらかじめご了承ください。

なお、本注意点については、予告なく修正されることがありますので、申請書類等を電子メールにより提出する前に必ず国土交通省HPに掲載の最新版をご確認いただくようお願いいたします。

**※ 本注意点については大臣許可・登録業者等の場合を対象としているため、都道府県知事許可・登録業者に係る申請等については各都道府県の担当部署の案内に従ってください。**

※ 適格特例投資家に関する届出書及び適格特例投資家限定事業開始届出書については、届出書類等の事前確認を行いますので、必ず届出前に、下記連絡先へご連絡をいただくようお願いいたします。

連絡先：国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資推進室（03-5253-8289）

※ 従前どおり、紙媒体による申請も受け付けます。

### 1. 申請書類等の作成方法

- ① 許可や認可などの一部の申請等については事前相談を行っています。詳細は国土交通省 HP（許可・認可）をご覧ください。
- ② 申請書類等の最新の様式及び変更届出の提出書類については、国土交通省 HP（様式・変更届出 提出書類一覧）を参照して作成してください。
- ③ ②で作成した電子ファイルを1つの電子ファイル（PDF ファイル）にまとめてください。
- ④ 申請書類等の左上又は右上に記載する日付は、電子メールの送信日としてください。
- ⑤ ③で作成する電子ファイル（PDF ファイル）のファイル名については下の例示を参考にしながら原則として「メール送信日（8 桁）\_書類の種類【変更等内容（変更届出書、変更認可申請書又は変更登録申請書の場合）】\_許認可権者+許認可の種類+許可等番号（3 桁）」としてください。

（例 1）金融庁長官・国土交通大臣許可業者（許可番号第 1 号）が 2025 年 1 月 1 日に役員の変更届出書（役員の就任、役員の兼職状況）を提出する場合（以下の『』は不要です。）

『20250101\_変更届出書【役員の就任、役員の兼職状況】\_金国許 001』

(例2) 金融庁長官・国土交通大臣登録業者（登録番号第10号）が2025年3月31日に変更登録申請書（事務所の追加）を提出する場合（以下の『』は不要です。）

『20250331\_変更登録申請書【事務所の追加】\_金国登010』

(例3) 金融庁長官・国土交通大臣届出業者（信託銀行等。届出番号第1号）が2025年5月15日に事業報告書を提出する場合（以下の『』は不要です。）

『20250515\_事業報告書\_金国届001』

(例4) 金融庁長官・国土交通大臣許可を受けようとする者が、2025年7月1日に新規許可申請書を提出する場合（以下の『』は不要です。）

『20250701\_許可申請書\_金国許』

(例5) 特例事業者（関整特事第100号）が、2025年10月1日に廃業等届出書を提出する場合（以下の『』は不要です。）

『20251001\_廃業届出書\_関整特事100』

(例6) 適格特例投資家限定事業者（関東財務局・関東地方整備局長第1号）が、2025年12月31日に適格特例投資家限定事業開始届出書を提出する場合（以下の『』は不要です。）

『20251231\_適格特例投資家限定事業開始届出書\_関整適事001』

(例7) 適格特例投資家の届出を主務大臣に行おうとする者が、2025年5月19日に適格特例投資家に関する届出書を提出する場合（以下の『』は不要です。）

『20250519\_適格特例投資家に関する届出書\_金国適投』

⑥ 申請書類等に以下の書類が含まれる場合は、上記③とは別に、②で作成した Word 又は Excel ファイルについても添付いただきますようお願いいたします。

- ・ 許可申請書第4面（業務方法書）
- ・ 許可申請書第6面（電子取引体制）
- ・ 不動産特定共同事業契約約款

なお、上記の書類のファイル名は「⑤に基づくファイル名＋（4面、6面又は約款）」としてください。

(例) 金融庁長官・国土交通大臣許可業者（許可番号第1号）が2025年1月1日に業務方法書の変更届出書を提出する場合（以下の『』は不要です。）

『20250101\_変更届出書【業務方法書】\_金国許001（4面）』

⑦ 登録免許税の領収証書（許可申請書第7面等に貼り付けるもの）については、引き続き紙媒体での提出が必要となるため、申請時に以下に郵送ください。なお、上記③のファイルには、領収証書を貼り付けた状態の許可申請書第7面を PDF 化したものも含めるようお願いいたします。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資推進室

不動産特定共同事業担当者（又は小規模不動産特定共同事業担当者）宛

## 2. 電子メールによる提出方法

① 提出先は、申請者等の本店の所在地を管轄する各地方整備局等となります。各地方整備局等のメールアドレス及び電話番号は以下のとおりです。

地方整備局等担当課等	メールアドレス	電話番号	管轄区域
北海道開発局事業振興部建設産業課	<a href="mailto:hkd-ky-kensan1@ki.mlit.go.jp">hkd-ky-kensan1@ki.mlit.go.jp</a>	011-709-2311(内線 5883)	北海道
東北地方整備局建政部建設産業課	<a href="mailto:thr-tokuteikyoudou82@ki.mlit.go.jp">thr-tokuteikyoudou82@ki.mlit.go.jp</a>	022-225-2171	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局建政部建設産業第二課	<a href="mailto:ktr-kensan7@mlit.go.jp">ktr-kensan7@mlit.go.jp</a>	048-601-3151	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局建政部計画・建設産業課	<a href="mailto:keikaku-kensetusangyou@hrr.mlit.go.jp">keikaku-kensetusangyou@hrr.mlit.go.jp</a>	025-370-6571	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局建政部建設産業課	<a href="mailto:cbr-fudosan@mlit.go.jp">cbr-fudosan@mlit.go.jp</a> ※電子メールにて提出後、窓口の電話番号へご連絡願います。	052-687-8523	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局建政部建設産業第二課	<a href="mailto:kkr-futoku@mlit.go.jp">kkr-futoku@mlit.go.jp</a>	06-6942-1141 (代表)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局建政部計画・建設産業課	<a href="mailto:fudousangyou@cgr.mlit.go.jp">fudousangyou@cgr.mlit.go.jp</a>	082-221-9231(代表)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局建政部計画・建設産業課	<a href="mailto:skr-fudousankantei@ki.mlit.go.jp">skr-fudousankantei@ki.mlit.go.jp</a>	087-811-8314	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局建政部建設産業課	<a href="mailto:qsr-j-kanrigyo@ki.mlit.go.jp">qsr-j-kanrigyo@ki.mlit.go.jp</a>	092-471-6331 (代表)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局開発建	電話にてお問い合わせ	098-866-1910	沖縄県

設部建設産業・地方整備課	ください。		
--------------	-------	--	--

※「適格特例投資家の届出を主務大臣に行った者」に係る書類の提出先は以下になります。

国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資推進室	<a href="mailto:hqt-ftkmlresearch001@gxb.mlit.go.jp">hqt-ftkmlresearch001@gxb.mlit.go.jp</a>	03-5253-8289	—
--------------------------------	--	--------------	---

- ② 電子メールの受信サイズ（本文及び添付ファイル）の上限は20MBです。20MBを超える場合は、別途各地方整備局等にお問い合わせください。
- ③ 電子メールの件名は上記1. ⑤の電子ファイル名（PDFファイル名）と同一としてください。
- ④ 電子メールによる提出の場合、副本の提出は不要です。また、控えに受付印を押印してお返しすることはできませんのでご了承ください。
- ⑤ 電子メールの本文には、申請等事務担当者様のご所属、お名前、メールアドレス及び電話番号を記載してください。申請書類等の内容について、地方整備局等の担当者から申請等事務担当者様に伺う場合があります。

### 3. 電子メールによる提出後の取扱い

- ① 各地方整備局等において電子メール受信後、5営業日以内に受付した申請書類等名、受付日、受付番号等をメールで返信します。5営業日を経過しても連絡がない場合は電話にてお問い合わせ願います。
- ② 提出書類に不備等があることに気づいた場合は、速やかに各地方整備局等の担当者に電話にてお知らせ願います。
- ③ 許可書や認可書などについては紙媒体で交付します。郵送での交付を希望する場合には、返信用封筒をあらかじめ以下に郵送ください。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
 国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資推進室  
 不動産特定共同事業担当者（又は小規模不動産特定共同事業担当者）宛

以上